日本工業標準調査会 標準部会
第42回 電気技術専門委員会(書面審議) 議事録

A. 開催通知及び回答期限
(1) 開催通知 平成20年 9月 9日(火)
(2) 回答期限 平成20年 9月30日(火)

B. 議 題:工業標準案、日本工業規格の改正案及び廃止、及び報告
以下の工業標準案4件、日本工業規格改正案4件及び廃止2件、TS案1件が審議された。

1. 工業標準案、日本工業規格の改正及び廃止案の審議
(制定 4件)
・工業標準 機能安全－プロセス産業分野の安全計装システム－第2部:JIS C0511-1の適用指針(資料1)
・工業標準 機能安全－プロセス産業分野の安全計装システム－第3部:安全度水準の決定指針(資料2)
・工業標準 電磁両立性－第4-34部:試験及び測定技術－1相当たりの入力電流が16Aを超える電気機器の電圧ディップ,短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験(資料3)
・工業標準 可変速駆動システム(PDS)－電磁両立性(EMC)要求事項及び試験方法(資料4)

(改正 4件)
・JIS C60695-9-1 環境試験方法―電気・電子―耐火性試験―炎の表面伝ぱ(播)―一般指針(資料5)
・JIS C8110 高圧水銀灯安定器及び低圧ナトリウム灯安定器(資料6)
・JIS C3316 電気機器用ビニル絶縁電線(追補1)(資料7)
・JIS C9300-1 アーク溶接装置－第1部:アーク溶接電源(追補1)(資料8)

(廃止 2件)
・JIS C8370 配線用遮断器(資料9)
・JIS C8372 低圧遮断器(資料10)

(TS:1件)
・TS C0044 家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に関する電磁界の測定方法(資料11)

2. 報告:承認済み前回議事録
第41回電気技術専門委員会議事録

3. 回答状況及び審議結果
(1) 回答状況 すべての議題について、回答数18(委員数20)
(回答数18の内訳)小田委員長、池田委員,石塚委員,大石委員,香川委員、長田委員,亀田委員,近藤委員,坂下委員,佐々木委員,佐藤委員,島田委員,千葉委員,鈴木委員,徳田委員,能見委員,飛田委員,中村委員

(2) 審議結果　賛成２０（なお、無回答は賛成とみなした）
　　反対　０

すべての議題について、過半数の同意を得ているため、可決された。
なお、各委員からの意見等については別紙のとおり。

以　上

別紙

日本工業標準調査会 標準部会

第42回電気技術専門委員会（書面審議）

注：回答のない場合及び一任の場合には、賛成とみなしています。

議　題	資料番号	原案への賛否	意見等（反対の場合は必須）	提案者・関係者の意見及び事務局対応	審議結果
２．工業標準案、日本工業規格の改正案及び廃止案の審議					
（制定）					
JIS C0511-2 機能安全－プロセス産業分野の安全計装システム－第2部：JISC0511-1の適用指針	資料1	・賛成20 ・反対 0	（飛田委員） 基本的には賛成。 ただし、全体的に専門用語のカタカナ・英語による表現が目立つ。利用者にとって、重要な指針であるので、平易で、理解しやすい文言・文章であって欲しい。 [原案作成者の対応案について]了解した。	「専門用語のカタカナ英語による表現が目立つ」とのご指摘をいただきましたが、この点につきましては原案作成委員会でも検討を行いました。しかしながら、現時点では適切な日本語がないため、カタカナ表記とせざるを得ませんでした。規格利用者への助けとしましては、既に制定した第1部の「用語及び定義」において、それぞれの用語の意味を説明しております。この部分を含めて第2部及び第3部を読んでいただくことで、正しくご理解がいただけるものと考えます。 参考： ・JIS C0511-1　機能安全―プロセス産業分野の安全計装システム―第1部：フレームワーク，定義及びシステム・ハードウェア・ソフトウェアの要求事項(2008年2月制定済み) ・第1部の「用語及び定義」の部分は、第2部及び第3部でも引用しているため、この部分を併せて読んでいただくこととなります。	可決

JIS C0511-3 機能安全－プロセス産業分野の安全計装システム－第3部：安全度水準の決定指針	資料2	・賛成20 ・反対 0	(飛田委員) 基本的には賛成。 ただし、全体的に専門用語のカタカナ・英語による表現が目立つ。利用者にとって、重要な指針であるので、平易で、理解しやすい文言・文章であってほしい。 [原案作成者の対応案について]了解した。	JISC511－2への対応案と同じ回答です。	可決
工業標準 電磁両立性－第4-34部：試験 及び測定技術－1相当たりの入力電流が 16Aを超える電気機器の電圧ディップ，短 時間停電及び電圧変動に対するイミュニ ティ試験	資料3	・賛成20 ・反対 0			可決
工業標準 可変速駆動システム(PDS)－電磁両立性(EMC)要求事項及び試験方法	資料4	・賛成20 ・反対 0			可決
(改正)					
JIS C60695-9-1 環境試験方法―電気・電子―耐火性試験―炎の表面伝ぱ(播)―一般指針	資料5	・賛成20 ・反対 0			可決
JIS C8110 高圧水銀灯安定器及び低圧ナトリウム灯安定器	資料6	・賛成20 ・反対 0			可決

JIS C3316 電気機器用ビニル絶縁電線（追補1）	資料7	・賛成20 ・反対 0			可決
JIS C9300-1 アーク溶接装置－第1部：アーク溶接電源（追補1）	資料8	・賛成20 ・反対 0			可決
（廃止）					
JIS C8370 配線用遮断器	資料9	・賛成20 ・反対 0			可決
JIS C8372 低圧遮断器	資料10	・賛成20 ・反対 0			可決
（TS）					
TS C0044 家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に関する電磁界の測定方法	資料11	・賛成20 ・反対 0	1．生活の利便性が増す中で、電磁界が人体に及ぼす影響は未解明の部分も多いため、家電製品使用時の電磁界ばく露は、設計の工夫によりさらに抑制されなければならない。測定方法はわが国の住宅事情や個々の家電製品の使用状況を反映したものであるべきで、本案については測定距離が大き過ぎる品目も散見される。測定の対象とされる機器の種類がこれでよいかという点についても検討する必要がある。	1．表 A.1 のリストに記載されている機器及び測定距離は，国際的にも一般的な使われ方として想定された数値を国際的な統一指標として規定したものです。 ご指摘いただきましたように規定した測定距離は、生活習慣や使い方の違いに伴い、より近い距離で測定することを認めた規格となっております。IECの原文においても表A.1の中に、「取扱説明書に記載されている測定距離を優先する」としており、表 A.1 の数値はその国に見合うような距離に変更	可決

				可能という考え方となっております。この規定の主旨を、よりわかり易くするため IEC 規格を翻訳して TS 化する際に、注記に具体的な事例を掲げてわかりやすく追記致しました。なお、こうした表 A.1 全体に対する考え方は重要であるため、表 A.1 の末尾に注記を記載しておりましたが、表 A.1 直前の本文 A.2.3「測定距離及びセンサ位置」の２行目と３行目の間に注を次のような主旨の表現に変えて移動し、その国の生活習慣に合わせた取扱説明書に記載された使用条件が優先することをこの規格では認めていることが解るように致します。 (本文 A.2.3 の 2 行目と 3 行目の間に記述する表現) 機器の形状や使い方は、生活習慣によって国によって異なるため、国際的に合意を得た A.1 に規定されている測定距離と、使用者の頭部及び胴体との距離が異なる場合は、取扱説明書の記載を優先した測定距離とする(例えば、日本において、ホットカーペットは、直に座る電気製品であり、身体の該当部分に触れた状態で用いられる機器であることから、その場合の測定距離は、表 A.1 規定にある 30 ㎝ ではなく 0 ㎝ となる。)。	

			附属書　表A．1のリストの測定距離について ① 食器洗い機 ビルトインタイプを含めて頂きたい。その場合３０㎝では遠すぎる。 ② 足温器 接触面積は小さいが子どもが連続的に使用するので、３０㎝では遠すぎる。 ③ ヘアドライヤ カール機能を持つタイプを含めて頂きたい。その場合１０㎝では遠すぎる。 ④ ホットカーペット 我が国の生活習慣を考慮するならば、商品設計時に座ることを前提にする必要がある。０㎝にして頂きたい。 ⑤ 組込形調理コンロ ３０㎝では遠すぎる。 ⑥ 誘導加熱調理器 機器の端面から３０㎝とあるが、遠すぎる。 ⑦ 電子レンジ ⑧ 電気オーブン ⑨ オーブン一体型調理コンロ ⑩ 冷蔵庫（冷凍庫） ⑪ 洗濯機及び洗濯乾燥機 ⑫ 衣類乾燥機　いずれも狭い住環境には、３０㎝の測定距離では遠すぎる。 [原案作成者の対応案について]了解した。	①から⑫のご意見に関しましては、上記の通り、取扱説明書に基づき、その国の機器の形状、使い方に見合った測定距離となります。	

			２．測定の対象として、温水洗浄便座・加湿器・ディスポーザー・乗馬運動器具なども含めて頂きたい。 [原案作成者の対応案について]了解した。	２．　　１のご意見に付随して、対象製品の中にタイプの異なる物も追加していただきたい（例えば、ドライヤーにカール機能も追加してほしい）とのご意見がありましたが、すべての家電製品を表にして商品名を記載することは困難であり、また、今回は国際規格の整合度合いを IDT（一致する）として作成する方針でありますことから、表１に記載のない機器は，取扱説明書に説明されている標準の使い方を基準にその国に見合った測定距離を決めることができる規定となっております。 機器の追加につきましては，IEC の改正を踏まえて、TS を改正する際の検討課題とさせていただきます。	